

H23 年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	亀田東児童館		
管理者名	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	指定期間	平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
担当課	江南区役所健康福祉課		
所在地	新潟市江南区亀田水道 4 丁目 1 番 4 8 号		
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市児童館条例		
施設概要	<p>敷地面積 1, 5 8 8 . 9 1 m² 建築面積 5 3 6 . 2 0 m² 延床面積 5 2 6 . 8 5 m² (児童館部分 4 1 1 . 2 4 m², ひまわりクラブ部分 1 1 5 . 6 1 m²)</p> <p>建物構造・主な施設内容 鉄骨造平屋建て 集会室 (33.94 m²) 創作活動室 (34.04 m²) 遊戯室 (196.00 m²) 図書室 (13.13 m²) 鑑賞室 (12.00 m²) 相談室 (6.11 m²) 事務室 (24.24 m²) ひまわりクラブ室 (115.61 m²)</p>		

施設設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として、亀田東児童館を設置する。

管理・運営に関する基本理念, 方針等

亀田東児童館管理運営の基本方針

- 1 地域児童の健全育成と子育て支援の拠点として、地域社会と協力連携しながら、児童をはじめ地域住民に親しまれる児童館とします。
- 2 子どもたちがいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、子ども達に健全な遊びや情報の提供を行います。

亀田東児童館の事業運営の5つの柱

- 1 健全な遊びを通じた児童の集団及び個別指導
- 2 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援
- 3 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及び指導者の養成
- 4 子育て中の親からの相談に応じるなどの子育て家庭への支援
- 5 地域の児童の健全育成に必要な活動

視点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市民	広報の充実	行事だより、ホームページ等による児童館活動に関する情報発信 2回以上/月	・行事だより毎月1回発行 ・HPで情報発信 ・区だよりに行事掲載 ・ポスター掲示、ちらし配布	B	定期的な情報発信やちらし、ポスターの活用により広報活動の充実に努めた。
	基準利用者数の達成	来館者数(年)(基準:60人×359日) 21,500人以上	年間来館者数 18,268人 1日平均 51人	C	目標人数には届かなかったが、震災、猛暑、大雪の影響もあった。12月以降は前年より利用者が増加した。
	利用者の満足度	利用者アンケートの実施 2回以上/年	8、10、2、3月年4回実施 (なつまつりなど)	B	利用者の声を聞き、業務の改善に活かした。
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答	苦情・要望はゼロ	—	—
財務	管理運営経費の縮減	経費節減への取組み事項3件以上	・こまめな節電 ・裏紙の利用 ・工作の材料に空箱を利用 など	B	全職員が経費節減に取り組んだ。
業務	設置目的の理解	・運営委員会の実施数 2回以上/年 ・地域交流事業の実施数 2回以上/年	・運営委員会 10月、2月に実施 ・なつまつり、ふゆまつり、お正月お楽しみ会の実施	B	運営委員会において、活発な意見交換が行われた。地域住民協力を得て、積極的に交流を図った。
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告 一両日中	苦情・事故はゼロ	—	—
	安全安心の確保	・防災訓練実施回数 年2回以上 ・事故発生時のマニュアルによる研修実施数 年2回以上	・5月、10月ひまわりクラブとの合同の避難訓練 ・その他、館内での職員による訓練 ・毎月、マニュアルによる研修実施	A	職員への周知徹底を図り、事故や災害への備えを十分に行った。
	個人情報保護の徹底	個人情報保護に関する内部研修の実施 年1回以上	年1回実施	B	全職員に徹底が図られた。
	業務仕様書に定める事項の遵守	その他業務仕様書に定める事項の遵守	6～8月の日報(勤務時間等)のが正確に作成されていなかった。	C	指導後は改善した。
人材	配置人員条件の充足	業務仕様書に定める基準を満たしている	9月の施設長の勤務時間数が所定の時間数以下だった。	C	指導後は改善した。
	配置人員の資質向上	実務研修 1人年2回以上受講	・研修参加 計27回 ・1人年2回以上研修を受講	B	積極的に研修に参加し、人材育成に努めた。

総合評価(所見)

利用者の安全確保を最優先とし、災害等の不測の事態に迅速かつ適切に対応していた。

運営委員会での意見を真摯に受け止め、利用者数拡大に向けて、事業運営・広報活動を見直し、一層のサービス向上に努めた。

児童館の設置目的が実現されるよう、協定書及び業務仕様書を再確認し、正確に実行するとともに、施設の適正な管理運営に努め、施設運営のさらなる充実と、積極的な事業展開を期待する。